

第6日

令和7年3月4日（火）

午前10時55分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、5番仲山寛議員の質問を許可します。5番仲山寛議員。

（5番仲山 寛君登壇）

○5番（仲山 寛君） 皆様、こんにちは。5番議員、仲山寛でございます。公私とも忙しい中、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございました。またインターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

まずは、3月末をもって退職される職員の皆様、長い間、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。心から感謝と敬意を表します。今後ともお体に気をつけて、頑張っていたきたいと思います。本当にお疲れさまでした。

さて、今年も、施政方針でも触れられていますが、昨年度に引き続き、不安定な世界情勢や円安、飼料・肥料・燃料等の物価の高騰が長引いています。この物価上昇は、かれこれ3年も続いています。私は、いつもお米のお話をさせていただいていますが、昨年より今年に入ってからお米が大変不足し、価格が倍増をしております。5キログラム、大体2,000円台だったお米が、今は4,000円台に急増をしています。値段が高くなるのは、農業者には悪いことではないと思うのですが、市場が混乱することは避けなければと、懸念をしています。国は、もっと米の生産調整に力を入れてもらいたいと、強く感じています。

今回の質問は、烏集院地区危険物倉庫の3回目の質問をいたします。私たちは、この問題は非常に重要課題と認識をしていますので、大変恐縮ですが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質問席にて質問を継続いたします。

（5番仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員。

○5番（仲山 寛君） まずは、烏集院地区危険物倉庫の現状はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

烏集院工業団地へ進出しました企業の倉庫につきましては、令和6年10月に操業を開始し、現在、消防法の許可を受けた危険物屋内倉庫2棟、屋外貯蔵所約1,000平米を設置しております。

令和7年2月20日に、商工観光課職員が現地で保管品を確認したところ、消防法で危険物に分類されております化粧品、日焼け止めクリームを保管しておりました。消防法では、その成分により危険物に分類されますが、消費者が購入後、すぐに使用できる製品状態と

なった日焼け止めクリームでございます。メーカーで製造され、製品となった化粧品が梱包された状態で、輸出の準備が整うまで保管し、準備が整えばコンテナへ積み込み運び出すという作業を行っていたところでした。なお、屋外貯蔵施設につきましては、現在のところ稼働していないことを確認しております。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） ありがとうございます。朝倉地域では、危険物持ち込み反対署名活動が実施をされています。5,147人分の署名を9月中旬に先方企業に提出し、地域の反対意志を伝えました。そのことについて、市はどのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 烏集院工業団地へ進出した企業に対しまして、毒劇物、危険物、高压ガスの持ち込みに反対する署名活動が行われたことは、承知しておるところでございます。この署名活動につきましては、地元住民からの要望に応える形で、進出企業が市へ提出した誓約書に関しまして、烏集院工業団地内で、フッ化水素酸を保管しない旨の記載内容が不十分ということで行われたものと、認識しております。また、集めた署名を進出企業へ手渡した際には、市職員も立ち会ったところでございます。危険物倉庫に対する不安が、地域住民の間で大きく広がっているということを認識しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 署名活動に関連して、昨年の6月議会において、書面による確約が望ましいと質問させていただき、執行部の力で誓約書の取り付けが実現していただけるようになっています。このことについては、大変御努力を頂いたことと感謝をいたします。しかし、内容的に懸念される面が多々あるかと考えています。フッ化水素酸に係るこの誓約書についてお伺いをいたします。

フッ化水素酸に係る誓約書の行政内部評価についてお尋ねいたします。

昨年6月議会のこの場で、烏集院物流施設の危険薬品の問題を質問しました。その中で、コミュニティ協議会としても、サリンなど毒ガスと類似の性質を持ち、とりわけ危険度の高いフッ化水素酸の持ち込み禁止を要望し、事業部長との面談で持ち込まないとの回答を得たので、確実なものにするために文書での回答を依頼しました。

しかしながら、この文書には大きな問題がありました。文面は、一見したところでは前向きな返答に見えますが、第1項のただし書で、保管とは、倉庫業法上の保管を指すものとし、記載されていました。調べたところ、事業者は倉庫業と一般貨物自動車運送業の許可を取得しています。すなわち、倉庫業として顧客から保管料を取って行う事業は誓約書の対象になるが、倉庫業法によらず、運送業者として、荷主から保管料を取らずに保管することは、除外ということです。誠に申し訳ありませんが、これはまさに抜け道作

りと言わざるを得ません。

事業者の誠意、企業体質に大きな疑問を抱かせるものです。役所内部でこの中身をどのように解釈し、稟議し、受け入れたのか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

令和6年7月に、烏集院工業団地へ進出した企業から朝倉市へ提出された誓約書は、地元住民からフッ化水素酸を烏集院工業団地内で保管しないでほしいという要望に応えたものであります。議員がおっしゃられますように、進出企業が持ち込まないと口頭で回答したものを書面にしたものであります。

また、フッ化水素酸の保管を完全に否定していない点につきましては、会社内において提出する誓約書の内容を検討した結果、将来、フッ化水素酸の毒性をすぐに中和できる薬品が開発され、フッ化水素酸が日常生活の中でよく目にするものになるような、社会情勢の変化があるかもしれないことなどを考慮し、今後、フッ化水素酸を烏集院工業団地内で絶対に保管しないという文言を記載することは難しいとの判断に至ったという説明を受けております。そのため、もしもフッ化水素酸を保管する場合につきましては、あらかじめ市と誠実に協議すること、市と協力し、あらかじめ住民説明会を実施し、住民の理解を得られるよう最大限の努力をすること、近隣住民から書面による反対の意思表示が示された場合には、無断で保管しないことを制約事項として記載し、最大限の譲歩を行ったとの説明を受けました。

また、誓約事項第1項の括弧書きの保管につきましては、倉庫法上の保管を指すものとしますと記載した意図についてですが、烏集院工業団地では倉庫業としての運営を基本としているため、分かりやすいように倉庫業法上の保管と記載したものであり、議員が言われますところの一般貨物自動車運送業としての、荷主から保管料を取らずに保管することを除外しようとしたものではないという説明がありました。

市としましては、地元からの要望に基づき誓約書を提出したこと、その経緯などの説明を聞き、誠意を持って地元に対応していると受け止め、誓約書を受け取ったところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今いろいろ説明がありましたが、まず中和をしてフッ化水素酸の効力が下がるというようなことが、本当にあるのかなのかというのを疑問に思うところであります。このことについては、今質問しても分からないのかなと思いますので、そういうことを今後、また質問していきたいと思ひますし、先ほど申しておられました倉庫業としての内容につきましても、先方企業の内容を箇条書きで書いていただけると、もっと住民の方も懸念が和らぐのではないかなと、自分では考えているところです。回答は、今回はいいです。

次に進みます。続けて、同じ誓約書の第3項にありました、半径1キロ圏内の住民から書面による反対の意思表示が示された場合、無断で対象施設にフッ化水素酸を保管しないとありますが、ここにも2点ほどの問題があると感じています。1つは、入地中町地区が1キロ圏外にあり、協議の対象から外されていることです。危険物倉庫の所在地は、入地中町地区であります。

この入地中町地区においては、先日も行政との対話会議を実施され、環境安全問題を中心に意見を述べられたと聞いております。区民一同、大変大きな問題意識を持っておられます。施設が立地し、万一のときの被害を全面的に最も受ける当事者が外されるという、まさに非常識な誓約書になっていると思います。

2つ目は、書面による意思表示や無断でというような限定をつけ、言い逃れの口実となるような表現になっていることです。以上、この誓約書は、実質的な持ち込み宣言に当たるとして、これを読んだ地域の世論を、いたずらに刺激する結果となっていることを申し上げておきます。御意見をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この件につきまして、進出企業に確認しましたところ、誓約書第3項の近隣住民の関係ですが、対象施設を起点として半径1キロ圏内というところでございます。これにつきましては、書面による反対の意思表示が示された場合、無断で対象施設内にフッ化水素酸を保管しないことというところであります。これは、近隣住民という文言だけでは定義が曖昧であるため、一定の目安を示すために記載したこと。書面による反対の意思表示という文言につきましては、例えば、電話で反対とだけ言われて電話を切られた場合、近隣住民なのか、全く無関係の人なのか分からないということも考えられるため、書面による反対の意思表示と記載しているということでございます。

無断で対象施設にフッ化水素酸を保管しないという点につきましては、先ほども述べましたが、フッ化水素酸を保管しないが、将来、社会情勢の変化により、フッ化水素酸の毒性に対する不安が払拭される可能性があるかもしれないため、無断でという文言を記載しているということでありました。また、対象施設を起点として半径1キロ圏内という記載につきましては、対象施設の立地する地元の区が入らない可能性があることを会社へ伝えましたところ、半径1キロ圏内という言葉に関係なく、近隣住民と捉えたとの回答があったため、地元区会長へその旨を伝えているところでございます。

この即座に回答した姿勢などから、市としては言い逃れの口実を作るための表現にしているとは捉えておりません。また、実質的な持ち込み宣言とも考えていないところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。できるだけ説明内容が近隣住民のほうに分かるような誓約書なり、そういうのを作っていただきたいと思いますので、そのことに

については、よろしくお願いをしたいなと思っております。

次に、誘致の経過について、特に農業委員会についてお尋ねをいたします。農業委員会における不明瞭な説明、提言についてお聞きします。

昨年の6月議会において、農地転用は周辺農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないことという、農地法の条文に関連して、転用許可の取り消しはできないと御説明を頂きました。そこで、もう一度農業委員会の議事録を見たところ、農業委員会の席上では、毒劇物や高圧ガス、消防法、危険物の存在には、一切触れられていないことを確認しました。

他市街地域からの化粧品を中心とした貨物として説明されているため支障なしとして、ほとんど議論なしで承認をされています。当初、企業側による情報隠蔽の可能性を疑いました。しかし、その後の調べで、当初から事業者は、危険物施設として申請していたことが判明しています。危険物は、一体どこで消えたのでしょうか。もしよかったら、御回答をお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、申請書の転用の目的の欄につきましては、倉庫の建設と記載されておりまして、添付資料の一部に危険物倉庫としての表記があったものでございます。通常、議案書につきましては、申請書の転用目的の欄を転記しているということでございます。農業委員会の定例会の審議は、農地を農地以外に転用することの是非を審議するものでありまして、今回の例でいえば、農地に倉庫を建設して、倉庫用地にすることの是非を審議するものでありまして、一般物流倉庫なら可、危険物倉庫なら不可というものではございません。

大変申し訳ありませんが、たとえ倉庫で毒劇物や危険物を保管するものであっても、それは農地法ではなく、他法令で審査、判断されるべきものでございまして、農地法に従って農業委員会で審議される要件ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。ちなみに申し上げますと、福岡県から出されております転用許可書につきましても、転用の目的は倉庫建設というふうに記載されているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 続けます。本件はその後、県に送られ、化粧品用アルコール等を含む危険物施設として、県知事より承認がなされる結果となりましたが、住民はおろか、農業委員すら知らぬ決定であったということです。企業側に悪意はなかったにせよ、危ないものの話は抜きにして、審議の場の、無難に切り抜けようという意思がどこかで働いたと考えざるを得ません。地域は、このことについて、受け入れることができません。

以上、先ほど答弁いただいたことの内容も含めて、今後、同様な事例を繰り返さないためにも、実態の解明が必要です。農地転用審議の経過に関して、その説明と同時に、今後の対策についてお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君）　まず今回の案件の申請から許可までの経過を、説明いたします。令和5年5月22日に、農地転用許可申請書が提出されまして、6月9日に開催されました農業委員会定例総会で審議され、6月16日に、農業委員会の意見書を県へ送付したところでございます。これは、農林水産省の農地法に係る事務処理要領におきまして、農業委員会による意見書の送付に係る、標準的な事務処理期間は4週間というふうに定められているものでありますので、提出期限に当たる6月18日の2日前に意見書を送付したものであります。その後、8月30日に、県から農地転用許可が出ております。

次に、農地転用に係る農業委員会の役割も説明させていただければと思います。農業委員会とは、市町村に設置される合議制の行政機関でありまして、その役割は、農業委員会法第6条第1項に規定されているところでございます。農地転用の許可申請書が提出されましたら、農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員が必要に応じて現地調査を行いまして、その後、定例総会で審議し、農地転用許可基準から見た意見を決定し、県知事へ送付することになります。この農地転用の意見送付が、農地転用に係る農業委員会の業務ということになります。

先ほどの農地転用許可基準から見た意見としまして、県に送付する意見につきましては、12の審査項目がありますので、ここで御紹介させていただきますと、1、農地の区分と転用目的、2、資力及び信用、3、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無、4、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、5、行政上の免許・許可・認可等の処分の見込み、6、農地以外の土地の利用見込み、7、計画面積の妥当性、8、宅地の造成のみを目的とする場合は、その妥当性、9、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無、10、一時転用である場合には、その妥当性、11、法令・条例を含みますが、それらにより義務付けされている行政庁との協議の進捗状況、12、農地の利用の集積への支障の有無でございます。

仮に、今回の件につきまして、市農業委員会が、危険物倉庫の農地転用は認められないという意見を県に送付したとしても、県は農地法の転用許可基準に、この12項目に照らして判断されることになるのでございます。

議員のお気持ち、御心配は、重々承知しております。先ほど申し上げましたとおり、一般倉庫が危険物倉庫であるかどうかは審議要件には該当いたしません。今後の対策といたしましては、危険物倉庫の審議がある場合においては、定例総会における議案審議の場におきまして、しっかりと情報提供をしていきたいというふうに思っております。農業委員会といたしましては、今回の件を踏まえ、今後も農地法に従って慎重に審議していきたいと思っておりますので、御理解いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君）　5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君）　私がちょっと感じているのは、今回のいろんな住民からの御意見によりまして、もう少し現地調査とか聞き取りとか、そういうものをもうちょっと詳しく

やっけていただいて、先ほど言われまして12の項目に当てはまらない内容であつても、ある程度その内容を書き写していただいて、県のほうにその内容を提出していただけたら、もう少し歯止めが効くのかなというやうな自分なりの考えがありますので、そういうことを今後も対策をしていただきたいと思つております。続きます。

次に、毒劇物、高圧ガスの持ち込みについてお伺いいたします。毒劇物取締法・高圧ガス保安法に基づく官庁申請についてお伺いいたします。この案件については、その後、令和5年9月の地元説明会、同年12月の立地協定調印式と、重要な節目が続きました。ところが、その場で説明された計画には、いつの間にか半導体用毒劇物、高圧ガスが加わり、さらに翌年2月の広報あさくらでは、実質的にフッ化水素酸を意味する半導体清掃薬品までエスカレートしました。このことについて、何か答弁があつたらお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 新聞や市報の記事におきましては、その当時、まだ化粧品会社名を公表できないという事情から、化粧品の部分を省略していた部分があります。このため、半導体関連の文言が中心となつてしまったこともあり、結果として、地域の皆様に誤解を与えたのではないかと考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 地元では、そのような経緯に危機感が広がって、区会長会で3回にわたりこの問題が議論されました。その結果、事業者の計画は受け入れることができない、農業委員会認可事項に戻すべしというのが、朝倉地域44名の区長さんの全会一致で議決されています。また、冒頭で述べました持込反対署名活動もその場で決定されて、5,147人分の署名を9月中旬に先方に提出し、地域の反対意志を伝えました。朝倉市も、朝倉地域約7,000人の人口、5,900人の有権者数の中で、5,100人を超える署名の重みをお考えいただきたいと思います。

ここでの問題になるのは、農地転用が許可どおりに行われれば、農地法の規制は及ばず、許可の取消はできない、農地法の適用範囲ではなくなり、他の法令で遵守すべきであると、昨年6月にこの場で回答されました。そうすると、今度は毒劇物取締法、高圧ガス保安法となります。ここで質問ですが、本日現在で、事業者から2つの法律に基づく官庁申請はなされているのでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

本日3月4日付であります、本日現在で、毒物及び劇物取締法に基づく申請、及び高圧ガス保安法に基づく申請はされていないことを確認しております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 申請はされていないということですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○5番（仲山 寛君） 次に、毒劇物取締法、高圧ガス保安法による認可基準について、お伺いいたします。毒劇物取締法、高圧ガス保安法について調べました。この2つの法律ともに、官庁申請の書類に違法性がなければ、自動的に許可登録されることが分かっています。まさに法の盲点をつき、それを悪用した手順と考えざるを得ません。異論があれば、お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 先ほど申し上げましたように、本日現在では、毒物及び劇物取締法に基づく申請、及び高圧ガス保安法に基づく申請がなされていないため、先ほどの質問につきましては、回答を差し控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に行きます。危険薬剤の持ち込みを規制する手段について、お伺いいたします。もし、書類審査で届出が承認されてしまうと、薬剤の品種や量の拡大、増大するリスクに地域は全く関与できず、事故・災害等で大きな被害を受けて、初めてその存在を知ることになります。

質問ですが、現在のような法体系の中で、毒劇物・高圧ガスの持ち込みを止めるには、どのような手段があるのでしょうか。事業者の良心、そして事業者の道義的責任により、申請を自制してもらう以外に手段がないのでしょうか。お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 市が全ての申請状況、または申請しようとする状況を把握することは、申し訳ありませんができませんし、また法的にも止める手段もございません。ただし、今回の鳥集院工業団地への進出企業に関しましては、地元区などからの要請に基づき、毒劇物または高圧ガスの申請を行わないよう働きかけを行ったものでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、朝倉市が行った持込自粛の働きかけについて、お伺いいたします。地域には、著しい不安感、危機感が広がっています。そのような背景の下に、朝倉コミュニティ、入地中町地区双方から朝倉市に対して、事業者には危険薬品の持込自粛の働きかけを行うよう、依頼がされたと聞いています。具体的にいつ、どのような形で行ったか、依頼内容と先方事業者からの反応をお願いします。消防法、毒劇法、高圧ガス保安法、それぞれに、できたらお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まずは、フッ化水素酸に関しましては、令和6年6月議会で回答したとおりでございますが、その後、令和6年12月3日に、私以下、商工観光課職員を含め、合計4名で北九州市の事務所へ赴きまして、危険物の新たな申請及び毒物、

または劇物、高圧ガスの許可申請届出等を行わないよう働きかけまして、お願いを口頭で行ったところであります。それに対する会社側の反応ですけれども、現在、地元と協議を行っている状況でありまして、それが整わない限り、危険物の新たな申請及び毒物、または劇物、高圧ガスの許可申請届出等を行う予定はないというふうな回答でございました。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

次に、鳥集院危険物倉庫の課題と今後の対策についてお伺いいたします。

風評被害についてお聞かせください。危険薬品の鳥集院ステーションへの大貯蔵が開始されたならば、流出時に被害を最小に抑えるため、地域住民に事故災害のリスクや緊急時の対応などの周知徹底を図らなければなりません。たとえ事故が起こらずとも、その情報は口コミで地域外へも拡散します。その結果、農産物、観光などへの風評被害は言うに及ばず、不動産価値の下落や移住・定住機運の阻害など、はかり知れない悪影響を及ぼす可能性が生じることは避けられません。

さらに、その影響は朝倉地域だけでなく、甘木、杷木を含めて全市に及ぶことが危惧されます。企業進出は歓迎しますが、前回の質問でもお話しさせていただきましたが、リスクとメリットを照らし合わせたとき、朝倉市として歓迎すべき案件と言えるのでしょうか。御意見をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 一般的に、企業が進出すれば雇用が生まれ、固定資産税や住民税などの税収増が見込まれることで、地域が活性化されるところであります。しかしながら、今、議員が御指摘されましたような心配も考えられるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 朝倉市が行った誘致施策とその責任についてお伺いをいたします。本事案は民民売買によるものであり、市が造成したものではない、積極的な誘致も行っていないとして、行政サイドからは、当初、本件解決に向けての対応に消極的姿勢が見られました。しかしながら、調査の結果では、造成地の中央部を走る里道の譲渡や、施設正面市道の拡張に伴う用地や水路の付け替え、工業団地の調整池の無償使用の許諾、立地協定による優遇策など、朝倉市側から企業側へ数多くの便宜供与が行われています。

農地転用の経緯のみならず、朝倉市が本開発案件に係る申請に同意したこと、積極推進の立場から実質の誘致活動を行ったこと、敷地造成にも直接・間接に関わっていることは明白であります。責任から逃れるものではないと考えます。将来、もし万一、本施設に係る事故災害により災害が発生したようなとき、誠意をもって当事者の一員として問題解決に真摯に取り組むことは、朝倉市の当然の責務であると考えます。市の回答をお願いしま

す。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるような便宜供与等に関しては、これにつきましては、今回の企業のみならず、どの企業が来ても同じような対応をしなければならないということになりますので、便宜供与には当たらないと思っているところでございます。あつてはならないことではありますけども、万が一、事故等により被害が発生したならば、問題解決や損害賠償に当たるのは当該事業者ではありますが、市としても市民のために問題解決に取り組むことは、当然の責務だと考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） よろしく願いをしたいと思います。そのことについてはよろしくをお願いします。

次に、企業誘致によるメリット・デメリットについてお伺いをいたします。昨年3月議会において、企業進出には必ずプラスとマイナスの側面があつて、プラスを極大化し、マイナスを極小化するのが行政の責任であると申し上げました。その視点から、今回の事案については非常に厳しい評価が予想されるところです。現時点における雇用・税収などプラスメリット、税制上の優遇策など、引き算の効果について、定量的な説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 定量的なということではございますが、倉庫とは言つても、敷地面積や建物の規模などが様々でありますため、一概には答えることができませんけれども、進出する土地が農地であつた場合には、農地から地目変更されることで、固定資産税が10倍以上になります。それとは別に、投資された施設及び設備の評価額に応じて1.5%の固定資産税収入があります。

操業が始まれば、法人住民税が発生しまして、市民が雇用されれば、個人所得が生まれることで、個人住民税に反映されることになります。その他、法人事業税や消費税など様々な税により、市の税収は増加することになります。一方で、設備投資額や雇用人数の条件にもよりますけども、一般的に3年間の固定資産税の減免もあるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5 番仲山議員。

○5 番（仲山 寛君） 次に、行政のリーダーシップと役割についてお伺いをいたします。地域住民は、生命・健康・生活基盤崩壊の恐怖におののき、固唾をのんで事態の推移を見守っています。一方で、企業側は、莫大な投資と低稼働率によるロスに苦慮しているに相違ありません。この2つのロスを前向きに解決することが、地域に課せられた大きな課題だと思います。

キーワードは、共存・共栄を構築することです。地域住民は、危険薬剤からの恐怖から解放されるならば、企業の事業活動への協力は惜しまないと、さきの区会長会で確認されています。企業も、地域の全面的協力が得られるならば、事業の展開も前向きに変わってくるでしょう。合意形成に向けて、まさに今、トップの行動と決断が求められている現状ではないでしょうか。誠に恐れ入りますが、林市長に課題解決に向けた決意の御表明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） お答えをいたします。

地域住民の間に大きな不安があることは、認識をしているところであります。現在、協議が進行中ではありますが、少しでも不安が解消されるよう、また、課題が解決されるよう、努力をしてまいる所存であります。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

最後に、一言申し上げます。危険薬剤の持ち込みに危機感を持った地域住民が、事業者と直接会話を行う場が、朝倉市を仲介役として、最近、持たれました。私も出席しましたが、その席上で、入地中町区の住民から託された当事者向けのメッセージが読み上げられましたので、その一節をここで紹介させていただきます。

我々、入地中町区住民は、これからも父祖伝来の地に安住を求めて暮らし続け、この豊かな自然環境と地下水源とともに、命を育んで参りたいと考えております。この度の対立事案は、反対運動として立ち向かっているのではなく、御社に、そして朝倉市に、命乞いを行っているものとお察しいただきたく存じます。繰り返します。御社に、そして朝倉市に、命乞いを行っているものとお察しいただきたく存じます。地域の安全・安心のために、市長以下、朝倉市の関係者が、地域の将来のために、住民に寄り添った姿勢で、対応に全力で取り組んでいただけるよう切に要望をいたします。

次の質問に移りたいと思います。

先日、2月8日の議会報告会において、朝倉市在住外国人に対する配慮について、いろいろな御意見をいただきました。そのことについて、いくつかの御質問をさせていただきたいと思います。

まず、朝倉市在住の外国人の現状を教えてください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 現在の本市における外国人の人口につきまして、住民基本台帳の外国人数について御説明をさせていただきます。

まず、令和5年3月末時点です、913人。令和6年3月末時点、1,088人。令和7年2月末時点、1,212人となっております。男女の内訳につきましては、男617人、女595人となっております。

次に、国籍別に説明いたします。一番多い国籍といたしましては、ベトナム443人、インドネシア178人、中国149人、フィリピン138人、ネパール75人、ミャンマー75人、その他合計が154人となっております。近年におきましては、ベトナム、インドネシアの増加率が高い状況となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） はい、ありがとうございます。報告会において、外国人のごみ出し方法について、多くの御意見をいただきました。外国人のごみの出し方について、市としての働きかけはされているのかお聞きします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） はい、外国人のごみの出し方につきまして、市としての取組を説明させていただきます。

朝倉市のごみの出し方のルールを外国人の方に理解してもらうために、外国語版ごみの出し方、英語版とベトナム語版、これを令和6年12月に作成をしております。現在、その2か国語に加えまして、中国語版、インドネシア語版を作成中でありまして、年度内には完成をする予定となっております。

また、令和7年度の取組の予定といたしましては、難しい漢字を使わないなどの外国人向けのごみの出し方、やさしい日本語版、こちらの作成について、現在検討をしているところでございます。このことにつきましての周知方法につきましては、昨年令和6年12月にホームページに記事を掲載をしております。また、令和7年1月号の市報においても掲載をしたところでございます。

新規転入者につきましては、令和6年12月から転入手続時に、市民課及び両支所におきまして、ごみの出し方の配付をしているところでございます。中国語版、インドネシア語版も、出来次第同じような取組をしていくということで予定をしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） はい、ありがとうございます。先ほど述べられました、そのチラシについて、ちょっとお伺いいたします。外国人本人には、このホームページを確認しているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 外国人がアクセスした件数は、把握できておりません。朝倉市ホームページのごみの出し方に関するアクセス件数につきましては、12月と1月の2か月分、英語版に関しましては、230件、ベトナム語版につきましては、255件のアクセスがあったということを確認しております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） はい、ありがとうございます。

アクセス数はかなり多いのかなというような、私は感じておりますけども、外国人がホームページへたどり着くには、どのようにすればたどり着けるのか、このアクセスの方法はあるのか、このことも御質問がありましたので、もし分かるならお答えをください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） ホームページへのアクセスでございますけれども、携帯やパソコンを使用いたしまして、アルファベットで「ASAKURA」と入力検索していただければ、朝倉市のホームページへアクセスすることができます。このホームページにつきましては、検索サイトの言語変換機能というものがございますので、こちらのほうで、どこの国の言葉でも内容が確認できるようになっております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） はい、ありがとうございます。

次に、外国人の職場への働きかけは何かされていますか、教えてください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 現在のところ、職場への働きかけという具体的な動きはしておりません。先ほど説明いたしましたように、12月末に2か国語できまして、今年度末にまた2か国語という状況でございますので、新年度に入りまして、環境課のほうです、市内約470件の事業所に対しまして、廃棄物減量化計画書というものの提出依頼をしているところでございます。その際に、この外国人向けごみの出し方につきまして、周知を図っていきたいと考えているところでございます。また、朝倉商工会議所、朝倉市商工会におきましては、外国人を雇用している事業所支援が行われておりますので、両団体の協力を得ながら、雇用されている外国人の方へ、外国語版のごみの出し方の配付を行っていききたいというふうに思っております。

さらに、農業関係ですけれども、市農業振興課やJA筑前あさくら、こちらの協力を得ながら、農業分野で働く外国人を雇用されている事業主を通じまして、配付を行っていききたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願いをしたいと思います。

また、各地域への働きかけはされていますか、教えてください。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 地域への働きかけにつきましては、ホームページ及び市報での周知というところで進めているところではありますけれども、コミュニティまた区会長さんを通じまして、外国語版のごみの出し方のチラシについて、周知をさらに行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。積極的な広報をよろしくお願いします。

次に、施政方針の2つ目の基本目標のところに述べられている、地域で安心して介護・医療・保育が受けられるよう、介護職員、看護師、保育士の人材確保事業も継続して取り組むと述べられていますが、これに関連して外国人へのこういった支援とか配慮について、市としての考え方を教えてください。

○議長（小島清人君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（草場 勉君） まず、介護の現場につきまして御説明をさせていただきます。

市内の介護保健事業所では、現在4か所の法人で、介護職として40人の外国人の方を受け入れております。そのように聞いております。令和5年度に、朝倉市分の介護事業者で組織いたします介護保健事業者協議会において実施されました、外国人の就労に関するアンケートというのが、その結果が出ております。

課題といたしましては、言葉の壁に関することが多く挙げられておりまして、受け入れ施設側が翻訳機能を活用いたしましたり、漢字にはふり仮名をつけるなどの工夫をされまして、またスタッフが優しい日本語を使ったり、オリジナルのマニュアル作成等の工夫をされているようでございます。

また、望まれている支援といたしましては、事業者側は住環境の整備や住宅のあっせん、日本語教育への支援が挙げられておりまして、外国人の方からは、買物の際の移動手段、また生活、暮らし、給与、待遇面での支援が挙げられております。現在では、各施設で様々な工夫や取組をしながら、外国人労働者を受け入れられているというような現状でございます。

市といたしましては、介護職員の人材不足を補うため、令和5年度から介護人材確保事業を行っております。内容といたしましては、介護の入門的な資格を取得し、市内の事業所に介護職として就職した人に対する資格取得のための研修受講料を最大5万円補助する、介護職員初任者研修受講料補助、また市内の介護事業所に就職するために転入した方の家賃を毎月最大2万8,000円を1年間補助いたします、介護職員の家賃補助がございます。これらの事業におきましては、外国人であっても介護職として就職された方に対しまして補助を行っておりまして、現在、家賃補助につきましては、外国人の方からの申請実績がございまして、令和5年度には4人、令和6年度には8人の外国人の方が申請をされているという実態でございます。

続きまして、医療の現場における外国人看護師の状況ですけれども、国全体では外国人看護師約1,300人が海外から受け入れをされているということですが、市内におきましては、現在受け入れはない現状でございます。日本で看護師として働くためには、日本人と同様に看護師の国家試験に合格する必要があります。かなりハードルが高いといったものでございます。看護助手として就労する場合につきましては、特定技能の介護で就労することになっているみたいでございます。

市におきましては、令和6年度から介護人材確保事業といたしまして、就職奨励金、奨学金返還補助、看護学生の家賃補助を実施しておりまして、条件が整えば対象となるということになります。

外国人保育士につきましては、現在市内の公立保育所と私立保育所におきまして、外国人の方の保育士は在籍はしておりません。保育現場では、慢性的に保育士が不足している状況でありますので、保育士の資格を有する外国人を採用する場合は、言葉の壁や文化の違いを理解していただくことが必要でございまして、マニュアルの作成やコミュニケーションを密に取りながら、保育の質を維持していく必要があるというふうに考えております。

これにつきましても、令和6年度から保育人材確保事業といたしまして、就職奨励金、奨学金返還補助、家賃補助を実施しておりまして、外国人の方でも条件が整えば対象となるといったものでございます。

今後も、それらの3職種につきましては、外国人労働者に頼らざるを得ないといった状況が続くと思われますので、今後も関係機関と協議をしながら、これらの現場で働かれる外国人の方の支援の充実を図っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。よろしく願いをしたいと思います。

朝倉市が目指す多文化共生というのはどういうものなのか、もしよかったら簡単に教えていただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 多文化共生というのは、国籍や民族など異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことであるというふうに認識をしております。外国人を地域の生活者として受け入れる土壌を育むことが求められている中、コミュニケーション、生活の支援、多文化共生の意識啓発や外国人の社会参画支援など、多文化共生社会の実現は全国的に求められている課題であると認識しています。様々な仕事の場で外国人が必要な人材となっている本市としましても、しっかりと取り組んでいきたいと思っているところでございます。

なお、来年度は普通の日本語よりも簡単で外国人に分かりやすい、やさしい日本語を使った日本での生活習慣、それからルールなどについて説明をします、外国人向けのガイドブックの作成を計画しているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。

最後の質問をします。施政方針の4つ目、基本目標、活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくりの中で、輸入飼料価格の高騰による畜産農家への支援について伺いたします。

輸入肥料や資材、燃料費等の価格が高止まりしており、畜産を含めた農業経営が厳しい中、市では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を提案しましたが、その支援内容を簡単にお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、1月の補正予算におきまして、この交付金を活用した事業の承認をしていただいたところでございます。この農業に関する支援事業といたしましては、2つの事業を実施予定でございます。

まず、畜産経営緊急支援事業について説明いたしますと、この事業の目的としましては、輸入飼料などの価格が高騰し、高止まりが長期化する状況で、畜産経営に係る様々な経費が増大していることから、畜産農家への経営の影響を軽減し、安定的な生産、出荷の維持を図るために支援を行うものであります。

事業内容は、乳用牛、肉用牛等の畜産を営む農家に対し、令和3年の飼料価格と比較して、価格上昇分の一部10%を支援するものであります。

次に、共同乾燥調製施設と電気料高騰緊急対策事業について説明いたしますと、この事業の目的としましては、燃料価格高騰の影響を受け、稼働経費が増大している米、麦、大豆の共同乾燥調整施設及び果樹、野菜類の共同出荷選果場の運営に係る農業者の負担軽減を図るため、また、化学肥料からの転換に向けて、良質な堆肥を供給する堆肥センターの運営負担の軽減を図るため、支援を行うものであります。事業内容は、各施設稼働に必要な電気料金を対象とし、令和4年度から令和6年度の電気料金の上昇分の50%を支援するものであります。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ちょっと時間が押していますので、その中での堆肥センターの経営が厳しいというようにお聞きしていますので、堆肥センターのことについてお考えをお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） この堆肥センターにつきましては、稼働から30年近く操業されておりますが、施設の老朽化が進んで経営も厳しいことは承知しているところでございます。昨年11月には現地にて状況を確認したところでございます。過去には運営費の赤字に対して補助をしていた時期もありますけれども、市としましては単に赤字補填のような補助は難しいと考えているところでございます。

しかしながら、近年の有機農業も注目されている中では、この朝倉堆肥センターにおいて作られる畜産牛ふんを使用した良質な堆肥の使用が、農業の基本となる土造りに繋がるものと理解しておりますので、環境負荷低減の観点から、堆肥使用の普及を行いながら、堆肥センターの経営改善のために、関係機関とも連携しながら継続して協議を行ってまい

りたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。ちょっといろいろ話したかったんですけども、この堆肥センターは、旧朝倉町とJAの共同運営でしたけども、今はJAの管理になっております。この土造りというのは、農業者には一番大事なことです。今後朝倉市としても、この堆肥センターについては十分に推奨していただいて、畜産農家と一緒に支援をよろしくお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。午後1時再開です。よろしくお願いします。

午後零時5分休憩